

児童に対する「わいせつな行為」防止校内ルール

北茨城市立明德小学校

- 1 校内を整理整頓し盗撮につながる不審物の有無を全職員で確認する。
- 2 原則として児童と教室や特別教室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じたりするなどの配慮をする。指導上やむを得ない場合は、あらかじめ指導に当たる職員が他職員に対し、児童への指導をしていること（場所、時間等）を周知して行う。
- 3 教室、特別教室、その他諸室の管理等を適正に行う。ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにする。
- 4 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- 5 児童の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- 6 教育目的外で児童に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- 7 わいせつ行為が疑われるときはもとより、指導法や部屋の管理が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。

■校内相談窓口 全教職員



明德小学校オンライン 悩み・いじめ相談窓口

<https://forms.gle/EV9yTMnC2rb1oMTk6>

■校外相談窓口

- ・学校のこと相談窓口一覧

<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/sodan2/pc/pgakkol.html>

子どもの人権110番

TEL 0120-007-110

子どもホットライン

TEL 029-221-8181

いじめ・体罰解消サポートセンター

TEL 0294-34-4652(県北地区)

24時間子供SOSダイヤル

TEL 0120-0-78310



<https://pref-ibaraki.coco-chaport.jp/>